○厚生労働省告示第百十号

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第百九十二号）第四条第六項第一号の規定に基づき、医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）の一部を次のように改正し、平成二十九年三月三十日から適用する。

平成二十九年三月三十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
【一～五　略】	【一～五　同上】
六　アフリベルセプト　ベータ及びその製剤	【号を加える。】
七～四十二　【略】	六～四十一　【一号ずつ繰り下げる。】
四十三　クリサンタスパーゼ及びその製剤	【号を加える。】
四十四～七十三　【略】	四十二～七十一　【二号ずつ繰り下げる。】
七十四　二・二―〔二―〔（一R）―一―〔（〔（二・五―ジクロロベンゾイル）アミノ〕アセチル）アミノ〕―三―メチルブチル〕―五―オキソ―一・三・二―ジオキサボロラン―四・四―ジイル）二酢酸（別名イキサゾミブクエン酸エステル）及びその製剤	【号を加える。】
七十五～八十一　【略】	七十二～七十八　【三号ずつ繰り下げる。】
八十二　七―〔（二S・三S・四R・五R）―三・四―ジヒドロキシ―五―（ヒドロキシメチル）ピロリジン―二―イル〕―一・五―ジヒドロ―四H―ピロロ〔三・二―d〕ピリミジン―四―オン（別名フォロデシン）、その塩類及びそれらの製剤	【号を加える。】
八十三～百七十六　【略】	七十九～百七十二　【四号ずつ繰り下げる。】

備考　表中の【　】の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

○厚生労働省告示第百十一号

次世代育成支援対策推進法（平成十五年法律第百二十号）第十四条第一項の規定に基づき、平成二十六年厚生労働省告示第四百五十二号（次世代育成支援対策推進法第十四条第一項の厚生労働大臣が定める表示）の全部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から適用する。ただし、同年三月三十一日以前に同法第十三条の申請を行った同法第十二条第一項に規定する一般事業主及び次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十九年厚生労働省令第三十一号）附則第二条第三項の規定に基づき同法第十三条の申請を行った同法第十二条第一項に規定する一般事業主に係る同法第十四条第一項の表示については、なお従前の例による。

平成二十九年三月三十日

厚生労働大臣　塩崎　恭久



注１　表示の中の数字は、次世代育成支援対策推進法第十三条に基づく認定を受けた最後の年の西暦年数を表すものとする。

２　表示の中の星は、次世代育成支援対策推進法第十二条第一項に規定する一般事業主がこれまでに受けた同法第十三条の認定の回数を表すものとする。

３　色彩はピンク色とする。ただし、ピンク色とすることが不適当な場合にあっては、黒色としてもよい。